

はびきの応援大使設置要綱

制 定 令和 4 年 3 月 25 日

最近改正 令和 7 年 4 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 世界文化遺産「古市古墳群」、日本遺産「竹内街道」などの歴史的に重要な遺産や地域の特性を生かした産物など、本市の魅力を広く周知し、本市のイメージ向上及び地域振興を図るため、はびきの応援大使(以下「大使」という。)を置く。

(活動内容)

第 2 条 大使は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 本市の魅力を広く紹介し、本市のイメージ向上を図る活動
- (2) 本市に対し、本市のイメージ向上及び地域振興に資する提言を行う活動
- (3) その他市長が必要と認める活動

(委嘱)

第 3 条 大使は、次のいずれかに該当する個人又は団体であって、大使として積極的に取り組む意欲があると認められるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 観光、産業、教育、芸術、文化、スポーツを通じ、特に本市とゆかりのあるもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 各部の長(部に置く室の長を含む。以下同じ。)又は各行政委員会の長は、大使を委嘱すべき個人又は団体があるときは、推薦書に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(任期)

第 4 条 大使の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第 5 条 大使は、無報酬とする。ただし、大使が第 2 条に規定する活動を円滑に行うため、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 大使の名刺
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- (解嘱)

第 6 条 市長は、大使から辞任の申出があったとき、又は大使が次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、第 2 条に規定する活動に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (2) 大使としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) その他特別な理由があると市長が認めたとき。

(その他)

第 7 条 第 3 条第 2 項の規定により大使を推薦した各部の長又は各行政委員会の長は、第 2 条に規定する活動が円滑に行うことができるよう大使と連絡及び調整を行うこととする。

(庶務)

第 8 条 前条に規定するもののほか、大使に関する事務は、都市魅力戦略課が行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、大使に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の第 4 条第 1 項の規定により羽曳野市特命大使に委嘱されている者は、この要綱の施行の日に改正後の第 3 条第 1 項の規定によりはびきの応援大使に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けた者とみなされる者に係るはびきの応援大使の任期は、同条の規定にかかわらず、この要綱の

施行の日におけるその者の改正前の第4条第1項の規定により委嘱された羽曳野市特命大使として任期の残存期間と同一の期間とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。